

消費者支援機構関西「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」への意見

2022年12月28日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（略称：KC's）

2021年の通常国会にて、特定商取引法・預託法改正（案）が可決・成立し、販売預託商法の原則禁止や、詐欺的な定期購入商法と送り付け商法の規制などが強化されました。しかし、その審議の過程で、契約書面等の電子化が提案され、契約時における消費者被害の拡大を危惧した多くの団体が反対しましたが、法改正に盛り込まれ、詳細は政省令で定めることとなりました。2021年7月30日より「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」が開催され、合計19団体へのヒアリングが行われました。そして「報告書」が2022年10月6日に公表されました。こうした経過を踏まえて、消費者支援機構関西としての意見を述べます。

1. 提供方法にHP閲覧及びダウンロード方法を含めることに反対です。

契約書面等の電磁的方法による提供方法に、HP閲覧及びダウンロード方法を含んでいること（施行規則案8条1項1号ロ）に反対します。これは、民法の約款の提供方法に関する規定と同じ考え方ですが、そもそも対等当事者を前提とする民法の約款に関する規定と、実質的に消費者取引を対象とする特定商取引法とでは考え方を異にするべきです。あくまで、「書面の提供」に代わる電子的手段であることを考えると、少なくとも電子的書面も事業者によって「提供」されなければならないと考えます。したがって、「特定商取引に関する法律施行規則（案）8条1項1号ロ」は削除すべきです。

2. 電磁的方法による提供に適合する機器にスマートフォンを位置づけることは反対です。

報告書では、「書面並みの一覧性（面積）を有する形で交付書面と同様の内容について表示可能な機器を、消費者自らが通常使用できるものとして有すること」とされ、電磁的方法により契約書面を消費者に提供する機器は、契約書面を同じサイズで見ることができるタブレットやパソコンなどを想定していると考えられます。しかし、命令では「その映像面の最大径をセンチメートル単位で表した数値を2.54で除して小数点以下を四捨五入した数値が5以上であるものに限る。」（特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）第10条第1項第4号）とされ、これでは、画面の面積が小さなスマートフォンでも機器に含まれることとなります。

もともと、スマートフォンに契約書面を送信されても、その画面の面積が小さくて書面全体がわかりにくいと見落としや十分に読み込まれないケースが発生して、契約時に消費者問題が発生するおそれと考えられたため、法案が提案された際には多くの団体が反対しま

した。これでは時間をかけて検討会で議論を重ねて「報告書」をまとめた意味がなくなってしまいます。

したがって、「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）第10条第1項第4号」を削除して、報告書に沿った内容で改めて条文を作成してください。

3. 消費者の「承諾」を確認する具体的な方法について、ガイドライン等で示してください。

報告書では、「承諾取得については、単に口頭やチェックボックス等の簡便な方法による了解ではなく、自筆署名や重要事項について理解の上で必要事項を入力する等、消費者の自覚が促され、記録が残る方法とすべきではないか。」「チェックボックスや『進む』ボタンのクリックだけでは不適切。」とされました。こうした内容については、具体的なガイドラインを示して、事業者が適切に対応できるようにしてください。

4. 書面交付を義務付けたことに賛成します。

「電磁的方法による提供に関する希望の表明から提供に至る流れ」が示され、書面の電子化について承諾を得たときは、電子データを提供する前に、承諾書面を交付することが義務付けられました。書面が電子データで提供されると、消費者が契約内容やクーリング・オフ規定などの細部まで目を通していなかったり、十分に理解されないおそれがあります。承諾した事実の控えが消費者の手元に書面として残りますので、書面を交付すべきとする「特定商取引に関する法律施行規則（案）10条7項」に賛成します。

5. 電話勧誘販売の類型を広げたことに賛成します。

電話勧誘販売の定義について、勧誘目的を告げず消費者から電話をかけさせる方法として、ビラやパンフレットに加えて、新聞、雑誌その他の刊行物に広告を掲載したり、ラジオやテレビ放送、ウェブページ等を利用して、勧誘であることを告げずに電話をかけさせることも「電話勧誘販売」として要件が広げられました。広告の商品とは異なる商品や定期購入商品に誘導する悪質な事例も多いので、類型を広げた「特定商取引に関する法律施行令及び預託取引に関する法律施行例の一部を改正する政令（案）第2条1項（電話をかけさせる方法）」に賛成します。

以上

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（略称：KC's）

適格消費者団体／特定適格消費者団体

■理事長(代表理事): 藤井 克裕

■事務局長: 小林 紀久子

■住所: 〒540-0024 大阪府中央区 南新町一丁目
2番4号 椿本ビル 5階 502号

■TEL: 06-6920-2911 ■FAX: 06-6945-0730

■E-mail: info@kc-s.or.jp ■HP: www.kc-s.or.jp